

## お得にエコライフしませんか 環境に配慮した設備導入に補助

問い合わせは 環境政策課 ☎027-898-6292

HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）機器や住宅用太陽光発電システム、高効率給湯器などの設置費の一部を補助します。必ず着工前に補助内容を確認してください。なお、いずれも先着順で予算額

に達した時点で受け付けを終了します。  
**対象設備・補助金額など**=下表のとおり  
**受付期間**=5月1日(金)～来年3月31日(木)  
**申し込み**=環境政策課へ直接

設備・補助金額一覧		
設備	対象	補助金額
HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム) 機器	自ら居住する住宅に1年以上居住し、4月1日以降に対象のHEMS機器を設置し、設置月から1年間アンケートに協力できる人	設置費用の3分の1 (上限5万円)
住宅用 太陽光発電システム	自ら居住する既存住宅に新しく太陽光発電システムを設置し、4月1日以降に電力受給を開始した人	1キロワット当たり1万円 (上限3万円)。市内業者に依頼して工事を行った場合は3万円を上乗せ
住宅用高効率 給湯器	自ら居住する住宅に4月1日以降、LED照明機器と合わせて新しく高効率給湯器などを設置した人	〈太陽熱利用温水器 (自然循環型)〉1万5,000円 〈同 (強制循環型)〉3万円 〈燃料電池コージェネレーション (エネファーム)〉3万円

## エコ活動を応援します 地域の環境保全活動を支援

問い合わせは 環境政策課 ☎027-898-6292

市内の団体が市民を対象に実施する、地域での自然観察会や小中学生向けの環境保全活動などに補助金を交付します。交付は1団体1事業までです。

**補助金額**=経費の3分の2 (上限10万円)

**申込書の配布**=市役所環境政策課で。本市ホームページからダウンロードもできます

**申し込み**=4月30日(木)までに申込書に記入し、同課へ直接



観察会で自然の大切さを体験

後期高齢者医療保険料均等割の軽減対象となる前年の所得金額		
軽減割合	変更前	変更後
5割	基礎控除33万円+24万5,000円×世帯の被保険者数以下	基礎控除33万円+26万円×世帯の被保険者数以下
2割	基礎控除33万円+45万円×世帯の被保険者数以下	基礎控除33万円+47万円×世帯の被保険者数以下

※所得金額は同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額

本年度の本県後期高齢者医療保険料の均等割の軽減措置のうち、5割と2割の軽減の基準が左表のとおり変更されました。これにより、5割と2割の軽減措置を受けられる人の割合が拡大します。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせは  
国民健康保険課 ☎027-898-5955

## 後期高齢者医療保険料の 軽減率に変更に

## 土地・家屋などの固定資産税の評価替えを行います

問い合わせは 課税については 資産税課 ☎027-898-6217  
審査の申し出については 収納課 ☎027-898-5857



固定資産税は毎年1月1日の賦課期日に、固定資産(土地・家屋、償却資産)を持っている人に課税される税です。また、都市計画税は市街化区域や用途地域内に土地や家屋を持っている人が、固定資産税と併せて納める税です。これらの税額は、その固定資産の評価額を基に算定しています。

固定資産のうち、土地と家屋は3年ごとにその間の資産価格の変動などを反映させた評価額に見直しを行います。これを「評価替え」といい、本年度はその評価替えを行う基準年度です。

### ■土地評価は均衡・適正に

国が定めた固定資産評価基準に基づき適正に評価の見直しを行いました。

宅地の評価は、地価公示価格や不動産鑑定士による評価などを基に算出しています。

### ●税負担の均衡化

納税者の急激な負担増加にならないよう、本年度評価額に対する前年度課税標準額(税額算出時に税率を掛ける額)の割合(負担水準)に応じて、税負担の調整を行っています。この調整により、税負担の公平性が保てるよう負担水準の低い土地は課税標準額を引き上げ、高い土地は据え置きや引き下げを行いました。

また、都市計画税にも同様に税負担の調整を行っています。

### ■家屋評価は経過年数などを考慮

家屋の評価は、同じ建物をその場所に再度新築した場合に必要な建築費(再建築価格)に、木造・非木造それぞれの資材物価の変動を反映させます。さらに経過年数による減価などを考慮して決定されます。

### ■縦覧と閲覧ができます

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。詳しくは問い合わせるか、本紙3月1日号9ページをご覧ください。

**日時**=4月30日(木)までの午前8時30分～午後5時15分  
**会場**=市役所資産税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所

### ■価格の審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に価格などを登録した旨を公示した日(4月1日)から、納税通知書を受け取った日の後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申し出ができます。

### ■納税通知書が届きます

本年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月中旬に届くよう発送します。納税通知書には、税額・納期・課税明細などを記載しています。

なお、住所などを変更した場合は、同封のハガキに記入し返送してください。

## 期限を守って計画的な納税を

問い合わせは 収納課 ☎027-898-6226

市税は税の種類ごとにそれぞれ納期が定められています。右表の納期限までに納付をお願いします。各金融機関や市役所収納課、各支所・市民サービスセンター、コンビニエンスストアで納められる他、口座振替やインターネット(モバイル)バンキング、ペイジー対応ATM、クレジットカード、モバイルレジを利用して納付することもできます。

市税の納期一覧		
税目	納期	
市県民税	1期	6月30日(火)まで
	2期	8月31日(月)まで
	3期	11月2日(月)まで
	4期	来年2月1日(月)まで
固定資産税・都市計画税	1期	4月30日(木)まで
	2期	7月31日(金)まで
	3期	9月30日(木)まで
	4期	12月25日(金)まで
軽自動車税	1期	6月1日(月)まで
国民健康保険税	1期	7月31日(金)まで
	2期	8月31日(月)まで
	3期	9月30日(木)まで
	4期	11月2日(月)まで
	5期	11月30日(月)まで
	6期	12月25日(金)まで
	7期	来年2月1日(月)まで
	8期	来年2月29日(月)まで